

## H28. 11. 22 決算特別委員会 総括審査

自民議連の畑石でございます。

はじめに決算特別委員会における部局別審査を終えた感想を述べた上で総括審査に入りたいと思います。

重点施策でもある地方創生に関わるような事業については、予算の大小にかかわらず多くの事業が組み込まれているが、全体的に目標設定や成果の検証のあり方に厳しさが無い印象を受けた。時流に乗った施策や事業には予算が配分されやすいために、政策的効果や進め方をより厳しく検証・反省をし、場合によっては事業の廃止も含め、次年度につなげる必要がある。

一方で、中期財政健全化計画において削減対象になっていた公共事業などは、事業箇所が順番待ちをしているような状況にも関わらず、あらかじめ決められた計画のもと厳格に進められ過ぎていると感じる。

財政の健全化については、これまで知事をはじめとした職員各位の不断の努力により、目覚ましい成果を上げていることには心から敬意を表すところである。

しかしながら、歳出や人員の削減に比重を置き過ぎた財政の健全化は、地域の成長を阻害し、かえって将来世代への責任を放棄したことになるのではないだろうか。

借金の削減が行政運営の最終的な目的ではなく、ヒト・モノ・カネの循環を促し、地域全体の経済規模を拡大させ、人々の暮らしを豊かにすることこそが我々の本来の目的である。

経済規模を拡大させた時、その再配分として税収が増え、国や県の財政的バランスが徐々に保たれるのだと思う。

以上を述べさせていただいた上で、質問に移らせていただきます。

## 1 プライマリーバランスと県民生活向上への必要不可欠な投資について

平成 27 年度のプライマリーバランスの黒字は 517 億円に達し、6 年連続のプラスとなった。つまり借金が 517 億円減ったことになる。それに加え、歳入決算額と歳出決算額との差は 63 億円余りのプラスとなり、翌年度への繰越財源を除く実質収支額 22 億円がプラスとなった。

一方で、中期財政健全化計画の最終年度となる、平成 27 年度の当初予算編成時点での実質県債残高は、前年度より 293 億円減が目標であった。

ということは、517 億円から 293 億円を差し引いた 224 億円に実質収支額分 22 億円を足した 246 億円の財源は、県民生活向上に必要な有効な使途に使うことができたことを意味する。

将来への成長に資する投資や安心安全を高める事業のために、年度内に必要な投資に振り向けるもしくは翌年度以降に必要な事業を拡充することができるが、こうした考え方について総務局長の所見を伺う。

## 2 柔軟な予算執行のあり方について

土木建築局の道路事業や急傾斜事業、公安委員会の信号機や警察庁舎耐震化など、事業の実施は必要だが順番待ちとなっている事業は数多くある。

当初予算を拡充してこのような事業を円滑に進めていくことが本来であると思うが、当初予算段階での拡充が難しいのであれば、予算執行の柔軟な対応によって、順番待ちをしている事業の推進が可能になるのではないか。

公安委員会の審査の際にも指摘をさせていただいたが、警察費では減額補正額と不用額を合わせて約11億円程度が予算執行されなかった。職員給与費が思ったよりかからなかった、入札の結果、費用削減ができたことなどが主な理由のようだが、この11億円のうちのいくらかを例えば2月補正にて順番待ちをしている事業に振り向け、翌年度に当初予算事業に追加をして実施すれば、順番待ちの緩和につながる。

公安委員会の審査において質問をさせていただいた際には、不用額については2月補正にて不用額を生じないように減額補正しているのご答弁いただいた。一方、土木建築局の審査においては、急傾斜事業では当該年度で執行が困難となったものについて、9月以降に事業内で調整し、他に執行可能な箇所に予算を回すことで早期の効果発現を図っているとご答弁をいただいた。

しかしながら、公共事業の場合、議会での議決、入札を経ての発注業務、そして現地での工事期間と単純に信号機を設置するような軽微な工事であっても4ヶ月ほどの期間を必要とする。すなわち、仮に9月議会において補正予算を組んだとしても、急傾斜事業などでは、規模の小さいものでかなり限定された条件の事業しか行えなくなる。

一方で、早い段階での補正予算となると事業年度の中途である為、予算全体で実質収支額がプラスになるかどうかなども不明確となり、流動的に使える予算も限られてくる。

地方自治法に基づく会計年度単独及びその独立の原則が壁となり、県民の安心安全向上の為に実施すべき事業が数多くあるにも関わらず、そして中期財政健全化計画を達成させた上で予算も余剰がある

にも関わらず、事業を実施できないという状況が生じている。  
地方自治法上、会計年度独立の原則の例外として、繰越明許費が認められており、土木建築局の審査の際にも、先ほど例示したような繰越事業の実施も何ら制約は受けないとご答弁いただいた。  
各部局が効率的な執行に努めた結果生じた不用額など中期財政運営方針に基づく財政運営に影響を及ぼさない場合に限り、翌年度への事業の繰越も含めて認めるなど、柔軟で機動的な予算執行のあり方の是非について総務局長に伺う。

### 3 急傾斜地崩壊対策事業に係る市町への県費補助金について

引き続き、順番待ちとなっている事業のひとつとして円滑な事業実施が求められている急傾斜事業のうち、市町が行う県費補助事業について質問をさせていただきたい。

土木建築局の審査の際にも質問をさせていただいたが、平成 27 年度の市町からの県費補助要望額の総計は約 7 億 2 千万円余で、これに対し県費補助の決算額は約 3 億 2 千万円余である。

予算が限られている為、県が行う急傾斜事業もそうだが、事業の要望から 10 年近く経ってようやく工事が実施されるような状況である。私は議員になってまだ 1 年半あまりだが、梅雨時期に雨が降ると夜も眠れないという切実な訴えを数多く聞かせていただいている。

本件についての土木建築局の見解は、県単独の砂防事業費が削減される中で、市町への補助額は減額しないよう配慮をしていると仰る。しかしながら、くらしの安心・安全に対して県民から不安の声が寄せられる事業に 4 億円程度の増額をすることは、土木建築局の予算規模から考えても、また、冒頭の質問のとおり中期財政健全化計画に対して 224 億円ものプラス、実質黒字額が 22 億円もある中で、そこまで困難なことだろうか。わずか 4 億円、全額が難しいのであればせめてその半分でも増額できないのは、予算がないのではなく、急傾斜地の近くに住む住民の不安な気持ちに寄り添っていないと言えるのではないか。

土木建築局においては、翌年度の梅雨時期までに事業進捗することが見込める場合は繰越ができることとするなど柔軟な運用ができないか。あるいは、もっと根本的に、当初予算において市町急傾斜事業への県費補助金を思い切って増額するなどの対応ができないか。

このような県の対応により、市町においては今まで以上に事業の執行を加速化することができるし、これは理にかなったことだと思う。急傾斜事業は、県民の身近な生活環境において特に安心安全の向上に直結する事業と考えるが、現行の補助制度の運用改善や事業予算を拡充するなどの取組により、県民の気持ちに寄り添う土木建築局長の決意をお伺いする。

#### 4 県庁の電力需要を県外から調達することについて（要望）

最後に、冒頭にも申し上げた歳出削減に比重を置き過ぎた財政健全化の例を取り上げさせていただき、要望した上で質問を終わりたいと思う。

県庁舎をはじめとする県有施設における電力入札については、平成16年度より行われ、平成28年度現在において32施設で入札を実施されたところであり、今後も広島県警の施設等、対象が拡大される様相である。

平成27年度には、契約更新のため、県庁舎本館、東館をはじめとする施設の電力入札が行われ、多くの施設で、本年度4月より新電力による電力供給が行われている。

新電力による電力供給の多くは、電力市場で余剰電力を購入し、電力を供給する形態をとる為、例えば建築や土木事業のように技術力が問われることはなく、入札を行った場合、単純に価格を競争することとなる。

一方で、中国電力をはじめとする実際に電力を生み出している企業の多くは、広島県内において雇用、設備投資、税金において多大な経済的貢献を果たしている。

平成16年度以降、中国電力以外の落札業者5社のうち広島県内に支店を置く企業はわずか2社にとどまり、安い電力の供給という歳出削減効果を除けば、広島県への貢献は皆無と言っても過言ではないと思う。

民間企業や一個人においては、額面の電気料金で購入先を決めることは当然のことであるが、公共が果たすべき役割を考えた時、民間企業や一個人とは同列に論ずることはできないはずである。

赤字を計上している土地造成事業などで、事業を行っているのは、執行部の過去の答弁にもあるように、広島県にもたらす経済的効果を考えてのことであるし、商工労働局においては、企業誘致をする為、様々な助成金を準備しているのも同様である。

歳出コストの削減だけを優先するのではなく、電力も含め県内で調達できるものはなるべく県内から調達することが、広島県の経済規模の維持・拡大につながり、長い目で見れば広島県の財政バランスにも寄与すると考える。こうした視点で入札制度の改正等にも取り

組んでいただくことを要望して、質問を終わります。